

監 第 549 号
平成17年5月30日

本庁関係各課長 殿
関係各出先機関の長 殿

土 木 部 長
農 林 水 産 部 長

茨城県建設工事請負業者選定基準に関する取扱いについて（通達）

県発注に係る建設工事指名競争入札参加者（以下「指名業者」という。）の選定については、茨城県建設工事請負業者選定基準を定める訓令（平成7年茨城県訓令第14号。以下「訓令」という。）により選定するものであるが、より適切な運用を図れるよう下記のとおり運用基準を定め、平成17年6月1日から適用することとしたので通達する。

なお、茨城県建設工事請負業者選定基準の取扱いについて（平成13年5月30日付け監第630号）は廃止する。

記

1 訓令第1条第1項に規定する指名業者の選定に際しての留意事項について

別記の留意事項の運用基準により、取り扱うものであること。

2 訓令第1条第2項に基づく他の標準格付等級に該当する建設業者からの選定について

（1）技術的難易度が低い工事については、当該標準格付等級の直近下位の建設業者のうちから指名業者数の2分の1未満に限り選定することができる。

なお、技術的難易度が低い工事とは、直近下位の標準格付等級の建設業者において施工技術上容易であると認められる場合とする。

（2）技術的難易度が高い工事については、当該標準格付等級の直近上位の建設業者のうちから指名業者数の2分の1未満に限り選定することができる。

ただし、高度又は特殊な技術を必要とする工事については、直近に限らず上位の標準格付等級に該当する建設業者のうちから全部又は一部を選定することができるものとする。

なお、技術的難易度が高い工事とは、当該標準格付等級の建設業者において施工技術上高水準であると認められる場合とする。

また、高度又は特殊な技術を必要とする工事とは、当該格付等級の建設業者において施工技術上困難であると認められる場合であり、土木工事にあつては、シールド、

ダム，トンネル，橋梁下部，下水（汚水）処理，港湾，浄水場，共同溝，鉄道高架，しゅんせつ，頭首工，機場，推進，調節池，土地区画整理等をいい，建築工事にあつては，美術館，博物館，演芸場，展望台等をいう。

（３）災害等緊急やむを得ない工事で，随意契約による速やかな施工が必要と認められる場合に限り，上位及び直近下位の格付等級に該当する建設業者から選定することができる。

（４）その他，担当部局長が特に必要があると認めた場合は，上位及び直近下位の格付等級に該当する建設業者から選定することができる。

（５）（１）から（４）により上位及び直近下位業者から選定する場合には，入札委員会等において，その理由を別紙様式により明らかにしなければならない。

3 訓令第1条第3項に基づく選定の特例について

選定の特例については，次のいずれかの場合であつて，やむなく標準格付等級の2等級以上下位の建設業者又は入札参加資格者名簿に登載されていない建設業者と随意契約をする場合に限定されるのでその運用に注意すること。

この場合においても，入札委員会等において，その理由を別紙様式により明らかにしなければならない。

（１）災害等緊急やむを得ない工事，高度又は特殊な技術を要する工事であつて，2によつても業者の選定ができない場合。

（２）250万円未満の軽微な小修繕工事で，工事場所の市町村又は隣接市町村内に資格審査を経た業者が存在しない場合。

別 記

建設工事の指名業者の選定における留意事項の運用基準

訓令に基づく 留意事項	留意事項の運用基準	指名における運用
1 信用度	<p>(1) 建設業法に基づく営業停止又は茨城県建設工事請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止が、指名業者の選定を行う日（以下「選定日」という。）現在でおこなわれていない。</p> <p>(2) 概ね過去2カ年の間に重要な事故、贈賄又は不正行為に対する指名停止が2度以上又は数ヶ月にわたり行われている。</p> <p>(3) 安全管理及び労働福祉の改善に関し、労働基準監督署などから指導があり、選定日現在で、改善を行わない状態が継続している。</p> <p>(4) 工事請負契約書に基づく契約履行及び措置要求に対する対応が、選定日現在から概ね過去2年間誠実である。</p> <p>(5) 下請契約関係について、一括下請負のおそれがある行為や下請代金の支払い遅延などがなく、選定日現在から概ね過去2年間誠実である。</p> <p>(6) 経営状態に関し、放漫経営、不良債権の累積、過大設備投資又は金融機関の取引停止処分などがなく、選定日現在、不健全な状態に陥っていない。</p> <p>(7) 茨城県建設工事暴力団排除対策措置要領に基づく指名除外の措置を受けていない。</p>	<p>行われていれば指名しない。</p> <p>状況に応じて指名の優先度を減じる。</p> <p>状況に応じて指名の優先度を減じる。 明らかに不誠実な場合は指名しない。</p> <p>不誠実な状況が見られる場合その状況に応じて指名の優先度を減じる。 明らかに不誠実な場合は指名しない。</p> <p>不誠実な状況が見られる場合その状況に応じ指名の優先度を減じる。 明らかに不誠実な場合は指名しない。</p> <p>不健全な状況が見られる場合その状況に応じ指名の優先度を減じる。 著しく不健全な場合は指名しない。</p> <p>受けていれば指名しない。</p>
2 工事成績	<p>(1) 過去2カ年度及び当年度の県の工事成績の平均が、連続して80点以上である。</p>	<p>高点数の状況に応じ指名の優先度を増すことができる。</p>

訓令に基づく 留意事項	留意事項の運用基準	指名における運用
	(2) 過去2カ年度及び当年度に県の工事实績が数件あり、その工事成績の平均が連続して60点未満になっている又は60点未満の工事がたびたび生じる。	該当があれば原則として指名しない。
3 手持ち工事の状況	(3) 過去2カ年度以上連続して又は過去数カ年度の間にはたびたび知事ほう賞又は部長表彰の受賞歴がある。	指名の優先度を増すことができる。
	(1) 業者の手持ち工事の状況が、当該工事を受注しても技術力、経営力などの施工能力の範囲内で適正である。	総合的に考慮し、施工能力の限度に近ければ指名の優先度を減じる。限度を超えていれば指名しない。
4 当該工事に対する地理的条件	(1) 現場近くにおいて他の工事を施工中である又は営業所があるなど地域の施工特性に精通している。	精通していれば指名の優先度を増すことができる。
	(2) 工種、工事規模などに応じ、現場近くにおいて工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できる。	確保できれば指名の優先度を増すことができる。
5 技術者の状況と当該工事についての技術的適正	(1) 工事の施工技術に適した有資格者が確保できる。	確保できれば指名の優先度を増すことができる。
	(2) 工事の施工に必要な施工管理、品質管理などの技術的水準と同程度以上の工事の施工実績がある。	実績があれば指名の優先度を増すことができる。
	(3) 工事の作業条件（地形、地質などの自然的条件、周辺環境条件など）に関して、同程度以上の条件での施工実績がある。	実績があれば指名の優先度を増すことができる。

別紙

会長	副会長	委員					

選 定 理 由 書

- 1 工事名及び工事番号
- 2 選定理由（該当条項を記載するとともに，理由を具体的に記載すること。）

平成17年5月30日付け監第549号通達，第 の（ ）該当。

理 由

[]

- * 平成17年5月30日付け監第549号「茨城県建設工事請負業者選定基準に関する取扱いについて」（土木部長，農林水産部長通達）に係る選定理由書。
- * 当該選定理由書は，原則，公表となります。